資料1

島根県における市町村消防の広域化のメリット･デメリットの検討に係る基礎資料

１．圏域毎の面積、人口及び将来推計人口について
（１）各圏域の面積及び人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
（２）２０３０推計人口における圏域別人口及び２００５年国調との指数・・・〃
（３）将来の市町村別推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
２．各本部の現状及び問題点について
（１）各本部の車両及び人員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
（２）各本部の職員年齢構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
（３）各本部の一署所あたりの管轄人口と管轄面積・・・・・・・・・・・・・・〃
（４）県内の出火・救急件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
（５）防火対象物、危険物施設の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
（６）予防業務の問題点に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
（７）研修参加の問題点に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
（８）救急救命士の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
３．圏域別庶務・通信人員の集約数（概算数値）について
（１）圏域別庶務及び通信人員の集約数（概算数値）・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
（２）圏域別全国類似団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
（３）職員の通勤時間及び旧市町村別居住地・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
（４）遠距離通勤に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
４．消防体制について
（１）現在の消防体制及び広域化後の消防体制の例・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
（２）火災における覚知から放水開始までの時間・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
（３）救急における出動から現場到着までの時間・・・・・・・・・・・・・・・〃
（４）管轄境界への到達時間の差・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４
（５）署所管轄見直しに対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
（６）残留部隊の確保に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
（７）初動体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
（８）市町村及び消防団との連携状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７
（９）方面隊方式に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
(10) 市町村との連携に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
(11) 消防団との連携に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
５．経費について
（１）本部別消防費性質別歳出決算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
（２）単年度経費の平準化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
（３）人口一人あたりの消防予算額及び一般会計予算額中の消防費割合・・・・Ｐ２１
（４）初期投資費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
（５）組合費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
（６）共同利用・不足車両に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２
６．指令台の共同運用について
（１）圏域別着信件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２３
（２）圏域別指令台導入費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
（３）指令台の共同運用に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４
（４）職員の地理不案内に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
７．その他
（１）給与・手当に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２５
（２）その他自由意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６

1．圏域毎の面積、人口及び将来推計人口について

(1) 各圏域の面積及び人口

(単位:km2、人)

	現状		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
	面積	人口	面積	人口	面積	人口	面積	人口	面積	人口
松江	573	210,796	1,340	278,331	1,340	278,331	3,128	518,276	6,708	742,223
安来	421	43,839								
隠岐	346	23,696								
雲南	1,164	66,194	2,224	280,648	2,224	280,648				
出雲	624	173,751								
大田	436	40,703					3,580	223,947		
江邑	1,077	50,953	1,767	113,999	3,144	183,244				
浜田	690	63,046								
益田	1,377	69,245	1,377	69,245						
合計	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223

(注) 出典:平成19年度消防現勢(面積)、2005国勢調査(人口)

特に益田において人口が少ない。

他の圏域と比較すると人口･面積共にバランスが取れている。

人口の偏りが大きい。

面積が広大。

(2) 2030年推計人口における各圏域の人口及び2005年との指数

(単位:km2、人)

	2030年推計人口		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
松江	210,217	99.73%	262,738	94.40%	262,738	94.40%	473,315	91.32%	630,175	84.90%
安来	34,642	79.02%								
隠岐	17,879	75.45%								
雲南	48,144	72.73%	236,806	84.38%	236,806	84.38%				
出雲	162,433	93.49%								
大田	26,229	64.44%					156,860	70.04%		
江邑	35,542	69.75%	80,274	70.42%	130,631	71.29%				
浜田	44,732	70.95%								
益田	50,357	72.72%	50,357	72.72%						
合計	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%

(注) 出典:国立社会保障･人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

推計人口のポイント

【本県の最新推計人口との乖離】

2005年国調に基づく2030年県推計人口は588千人であり、2000年国調に基づく2030年県推計人口である630千人の93%となっている。

【2005年の市町村別推計人口との乖離】

2000年国調に基づく2005年市町村別推計人口と2005年国勢調査とを比較すると、推計人口より国調人口が多かった市町村は5町村(浜田市、大田市、東出雲町、海士町、知夫村)のみ。

【参考】市町村消防の広域化(平成19年4月消防庁作成)より

5万人規模

D消防本部	
管轄人口	55,107人
消防職員数(a)	94人
2030年管轄人口予想値(x)	48,509人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	78人
減数(a−b)	△16人

E消防本部	
管轄人口	51,172人
消防職員数(a)	80人
2030年管轄人口予想値(x)	37,771人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	64人
減数(a−b)	△16人

F消防本部	
管轄人口	51,994人
消防職員数(a)	113人
2030年管轄人口予想値(x)	37,961人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	64人
減数(a−b)	△49人

3万人規模

G消防本部	
管轄人口	35,942人
消防職員数(a)	61人
2030年管轄人口予想値(x)	26,070人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	55人
減数(a−b)	△6人

H消防本部	
管轄人口	32,512人
消防職員数(a)	56人
2030年管轄人口予想値(x)	18,962人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	44人
減数(a−b)	△12人

I消防本部	
管轄人口	42,031人
消防職員数(a)	94人
2030年管轄人口予想値(x)	27,219人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	55人
減数(a−b)	△39人

(3) 将来の市町村別推計人口

市町村別将来推計人口（平成15年12月推計）　（単位：人）

	2000年国勢調査	推計人口							2005国勢調査状況		
		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2000年との指数	2005国勢調査	2005年推計との指数	2000年との指数
松江消防	**211,564**	**215,644**	**218,067**	**218,659**	**217,333**	**214,291**	**210,217**	**0.99**	**210,796**	**0.98**	**1.00**
松江市	199,289	202,545	204,322	204,576	203,146	200,229	196,409	0.99	196,603	0.97	0.99
東出雲町	12,275	13,099	13,745	14,083	14,187	14,062	13,808	1.12	14,193	1.08	1.16
安来消防	**45,255**	**43,663**	**42,118**	**40,490**	**38,632**	**36,619**	**34,642**	**0.77**	**43,839**	**1.00**	**0.97**
安来市	45,255	43,663	42,118	40,490	38,632	36,619	34,642	0.77	43,839	1.00	0.97
雲南消防	**69,553**	**66,497**	**63,095**	**59,451**	**55,629**	**51,748**	**48,144**	**0.69**	**66,194**	**1.00**	**0.95**
雲南市	46,323	44,504	42,521	40,394	38,036	35,612	33,321	0.72	44,403	1.00	0.96
奥出雲町	16,689	15,857	14,868	13,782	12,745	11,719	10,793	0.65	15,812	1.00	0.95
飯南町	6,541	6,136	5,706	5,275	4,848	4,417	4,030	0.62	5,979	0.97	0.91
出雲消防	**173,776**	**174,943**	**174,977**	**173,754**	**170,971**	**166,984**	**162,433**	**0.93**	**173,751**	**0.99**	**1.00**
出雲市	146,960	147,343	146,917	145,593	143,098	139,699	135,867	0.92	146,307	0.99	1.00
斐川町	26,816	27,600	28,060	28,161	27,873	27,285	26,566	0.99	27,444	0.99	1.02
大田消防	**42,573**	**40,016**	**37,300**	**34,523**	**31,686**	**28,889**	**26,229**	**0.62**	**40,703**	**1.02**	**0.96**
大田市	42,573	40,016	37,300	34,523	31,686	28,889	26,229	0.62	40,703	1.02	0.96
江邑消防	**54,651**	**51,622**	**48,437**	**45,168**	**41,892**	**38,628**	**35,542**	**0.65**	**50,953**	**0.99**	**0.93**
江津市	29,377	27,885	26,361	24,750	23,152	21,522	19,948	0.68	27,774	1.00	0.95
川本町	4,784	4,483	4,168	3,868	3,558	3,253	2,960	0.62	4,324	0.96	0.90
美郷町	6,624	6,059	5,490	4,964	4,447	3,963	3,527	0.53	5,911	0.98	0.89
邑南町	13,866	13,195	12,418	11,586	10,735	9,890	9,107	0.66	12,944	0.98	0.93
浜田消防	**65,463**	**62,660**	**59,487**	**56,006**	**52,302**	**48,466**	**44,732**	**0.68**	**63,046**	**1.01**	**0.96**
浜田市	65,463	62,660	59,487	56,006	52,302	48,466	44,732	0.68	63,046	1.01	0.96
益田消防	**73,429**	**70,222**	**66,767**	**62,982**	**58,848**	**54,560**	**50,357**	**0.69**	**69,245**	**0.99**	**0.94**
益田市	54,622	52,541	50,276	47,756	44,944	41,933	38,889	0.71	52,368	1.00	0.96
津和野町	10,628	9,862	9,098	8,306	7,504	6,731	6,032	0.57	9,515	0.96	0.90
吉賀町	8,179	7,819	7,393	6,920	6,400	5,896	5,436	0.66	7,362	0.94	0.90
隠岐消防	**25,239**	**24,228**	**23,130**	**21,925**	**20,629**	**19,252**	**17,879**	**0.71**	**23,696**	**0.98**	**0.94**
海士町	2,672	2,465	2,234	2,007	1,782	1,574	1,386	0.52	2,581	1.05	0.97
西ノ島町	3,804	3,546	3,316	3,087	2,838	2,584	2,320	0.61	3,486	0.98	0.92
知夫村	718	627	539	456	380	308	248	0.35	725	1.16	1.01
隠岐の島町	18,045	17,590	17,041	16,375	15,629	14,786	13,925	0.77	16,904	0.96	0.94
県計	**761,503**	**749,495**	**733,378**	**712,958**	**687,922**	**659,437**	**630,175**	**0.83**	**742,223**	**0.99**	**0.97**

【参考】本県将来推計人口（平成19年5月推計）　（単位：千人）

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
県計	742	717	688	656	622	588
H15.12推計との乖離	0.99	0.98	0.96	0.95	0.94	0.93

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

2．各本部の現状及び問題点について

(1) 各本部の車両及び人員一覧（平成１９年９月２６日現在各消防本部ヒアリング結果）

項目			松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐	計
署所	署所	現有数	11	4	3	6	3	8	6	7	4	52
		不足数										
自動車	消防ポンプ自動車	現有台数	13	6	6	11	4	9	7	9	5	70
		不足台数	3									3
		非常用車両	2		1	2	1	1	1	1		9
	はしご自動車	現有台数	2	1	1	1	0	1	1	1	1	9
		不足台数				1	1					2
	化学自動車	現有台数	1	1	0	1	1	1	1	2	2	10
		不足台数	1		1			1				3
	救急自動車	現有台数	14	5	4	9	5	8	7	7	5	64
		不足台数									1	1
		非常用車両	2	1	3		1	1	1	1	0	10
	救助工作車	現有台数	2	1	3	3	1	1	1	1	0	13
		不足台数										0
	指揮車	現有台数	3	1	3	3	1	2	1	1	2	17
		不足台数					1					1
人員	本部職員	消防長･次長	3	2	3	2	2	2	2	2	2	20
		(うち署長兼務)	(1)	(1)	(1)		(1)					(4)
		総務所管課	9	10	5	8	5	10	8	5	3	63
		(うち派遣職員)		(5)		(3)	(1)	(5)	(3)	(1)		(18)
		(うち消防団事務)	(4)	(1)			(1)			(1)		(7)
		総務所管課実人員	5	4	5	5	3	5	5	3	3	38
		指令所管課	13	4	11	13	5	7	7	6	4	70
		(うち兼務)		(4)			(5)				(4)	(13)
		指令所管課実人員	13	0	11	13	0	7	7	6	0	57
		予防所管課	10	6	5	9	5	6	9	5	4	59
		警防所管課	7	5	33	9	5	5	5	19	6	94
		(うち兼務)			(30)		(5)	(4)		(19)		(58)
		(うち消防団事務)				(3)			(1)			(4)
		警防所管課実人員	7	5	3	6	0	1	4	0	6	32
		派遣職員	定数外		2						定数外	2
		本部計	42	23	29	41	12	26	31	18	15	237
	署所人員		188	61	78	154	66	95	82	99	51	874
	合計		230	84	107	195	78	121	113	117	66	1111

注）・非常用車両とは、非常招集人員の出動用または車検時の代替車など、常駐する職員が常時使用しない車両を指す。
・人員については、条例定数ではなく実人員数とする。
・予防事務については、全ての本部で署所（一部署所含む）にて署所人員が兼務で予防業務を行っている

総務省消防庁想定Ｑ＆Ａより抜粋

Q　広域化により消防署所の統廃合や消防職員の削減が行われ、地域の消防力が低下するのではないか。また、統廃合や削減がないとすれば、何が広域化のメリットなのか。

A　消防署及び出張所については、消防庁長官が定める消防力の整備指針に基づき市街地の人口規模によって設置されているため、広域化を行ったとしても、市街地が変化しない限り、署所数は基本的には減少しません。むしろ広域化を行うことで、一つの消防本部内の統一的な指揮の下での効果的な増援体制の確保や消防署所のより適正な配置や管轄区域の見直しが容易になり、消防力が総合的に向上します。

また、今回の消防の広域化の推進の目的は、市町村の消防防災体制の一層の強化であり、各市町村においては、引き続き消防体制の充実強化が必要です。したがいまして、現状でも消防力の整備指針に照らした消防職員の充足率は不十分な水準にとどまっているところですから、消防本部の総務部門や通信指令部門を効率化することによって生じた人員は、必要に応じ、警防･予防等の直接住民サービスを担当する要員や職員の資質向上のために活用されることを想定しており、広域化によって、消防本部の対応力が低下することがあってはならないと考えています。

(2) 各本部の職員年齢構成 (平成１９年４月１日)

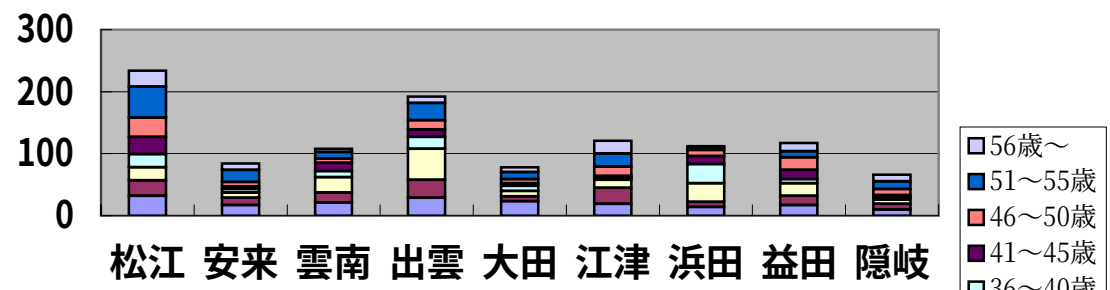

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐
56歳～	26	10	5	10	8	21	2	13	11
51～55歳	50	20	11	28	11	21	4	10	12
46～50歳	31	7	7	15	7	15	10	20	10
41～45歳	28	4	13	12	4	3	13	15	4
36～40歳	21	6	10	19	8	3	31	7	3
31～35歳	21	8	25	50	9	13	30	20	7
26～30歳	25	12	16	29	8	26	8	15	9
18～25歳	32	17	21	29	23	19	14	17	10

(注) 出典：平成１９年度消防防災・震災対策現況調査

(3) 各本部の１署所あたりの管轄人口と管轄面積

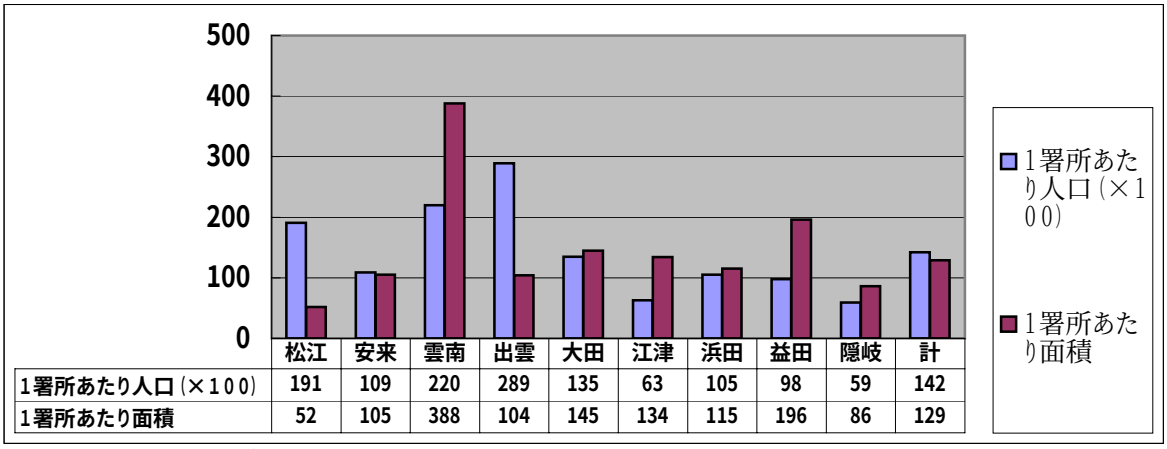

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐	計
1署所あたり人口（×１００）	191	109	220	289	135	63	105	98	59	142
1署所あたり面積	52	105	388	104	145	134	115	196	86	129

(注) 人口は２００５年国勢調査による。

(4) 県内の出火･救急状況

ア. 県内の出火件数 (平成8年～平成18年)

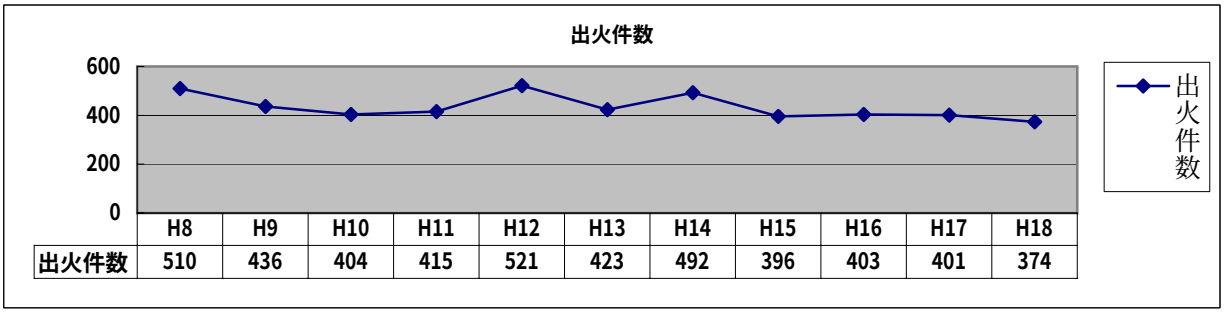

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
出火件数	510	436	404	415	521	423	492	396	403	401	374

(注) 出典：島根県消防年報 (年報への出典は火災報告による)

イ. 管内別の出火件数

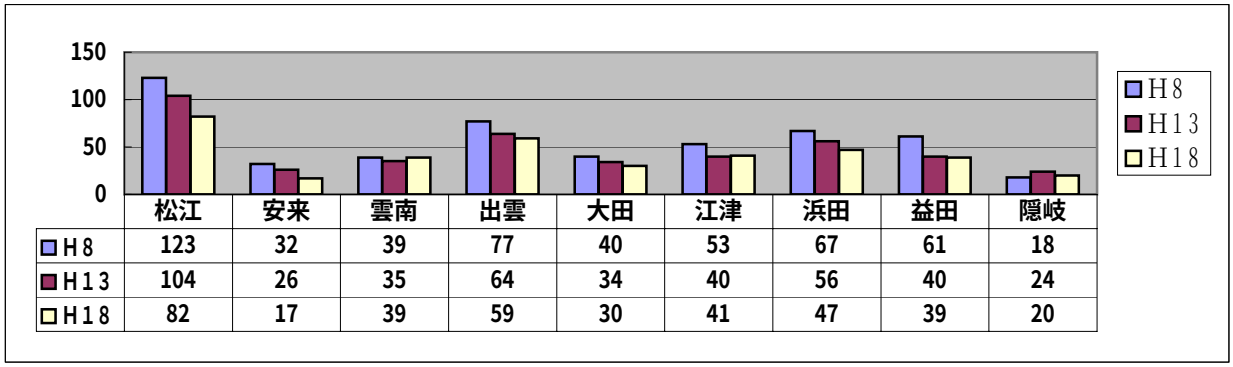

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐
H8	123	32	39	77	40	53	67	61	18
H13	104	26	35	64	34	40	56	40	24
H18	82	17	39	59	30	41	47	39	20

(注) 出典：島根県消防年報 (年報への出典は火災報告による)

ウ. 県内の救急出場件数 (平成8年～平成18年)

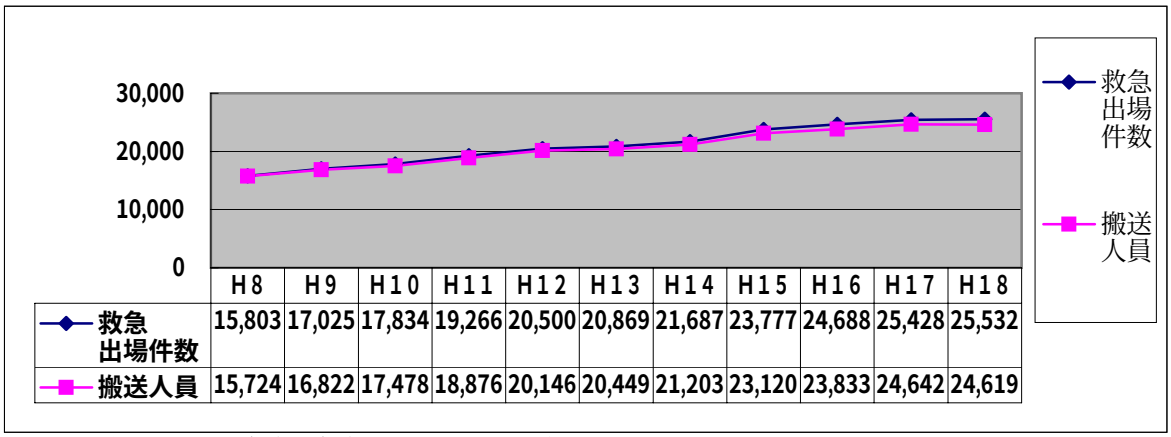

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
救急出場件数	15,803	17,025	17,834	19,266	20,500	20,869	21,687	23,777	24,688	25,428	25,532
搬送人員	15,724	16,822	17,478	18,876	20,146	20,449	21,203	23,120	23,833	24,642	24,619

(注) 出典：島根県消防年報 (年報への出典は救急業務実施状況調べによる)

エ. 管内別の救急出場件数

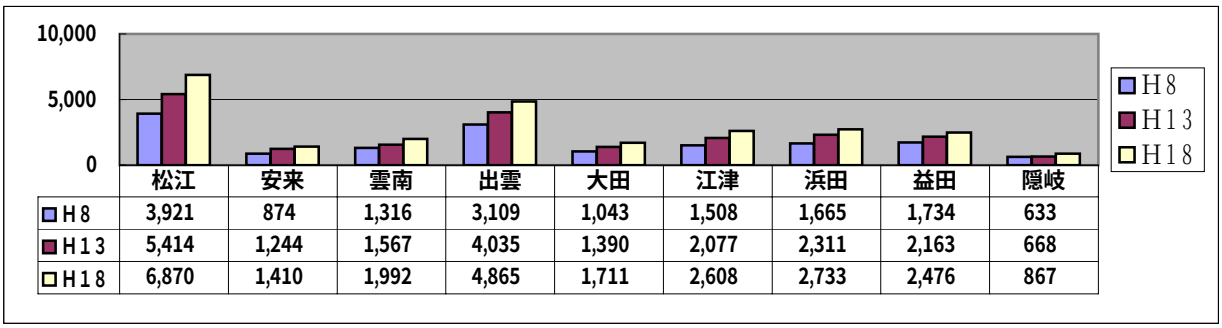

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐
H8	3,921	874	1,316	3,109	1,043	1,508	1,665	1,734	633
H13	5,414	1,244	1,567	4,035	1,390	2,077	2,311	2,163	668
H18	6,870	1,410	1,992	4,865	1,711	2,608	2,733	2,476	867

(注) 出典：島根県消防年報 (年報の出典は救急業務実施状況調べによる)

(5) 防火対象物等の推移

ア. 防火対象物数の推移

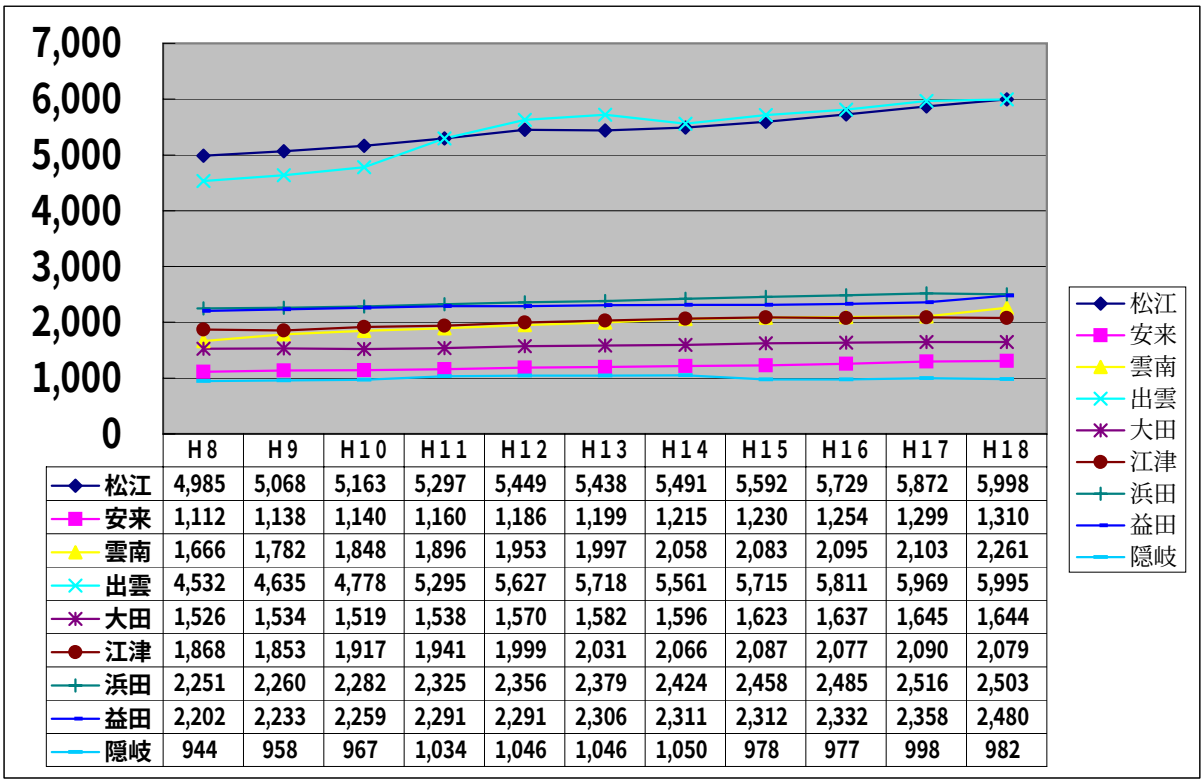

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
松江	4,985	5,068	5,163	5,297	5,449	5,438	5,491	5,592	5,729	5,872	5,998
安来	1,112	1,138	1,140	1,160	1,186	1,199	1,215	1,230	1,254	1,299	1,310
雲南	1,666	1,782	1,848	1,896	1,953	1,997	2,058	2,083	2,095	2,103	2,261
出雲	4,532	4,635	4,778	5,295	5,627	5,718	5,561	5,715	5,811	5,969	5,995
大田	1,526	1,534	1,519	1,538	1,570	1,582	1,596	1,623	1,637	1,645	1,644
江津	1,868	1,853	1,917	1,941	1,999	2,031	2,066	2,087	2,077	2,090	2,079
浜田	2,251	2,260	2,282	2,325	2,356	2,379	2,424	2,458	2,485	2,516	2,503
益田	2,202	2,233	2,259	2,291	2,291	2,306	2,311	2,312	2,332	2,358	2,480
隠岐	944	958	967	1,034	1,046	1,046	1,050	978	977	998	982

地域	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐	計
増加率	20.3%	17.8%	35.7%	32.3%	7.7%	11.3%	11.2%	12.6%	4.0%	19.8%

(注) 出典：島根県消防年報（年報への出典は防火対象物実態等調査による）

イ. 消防用設備等設置対象物の推移

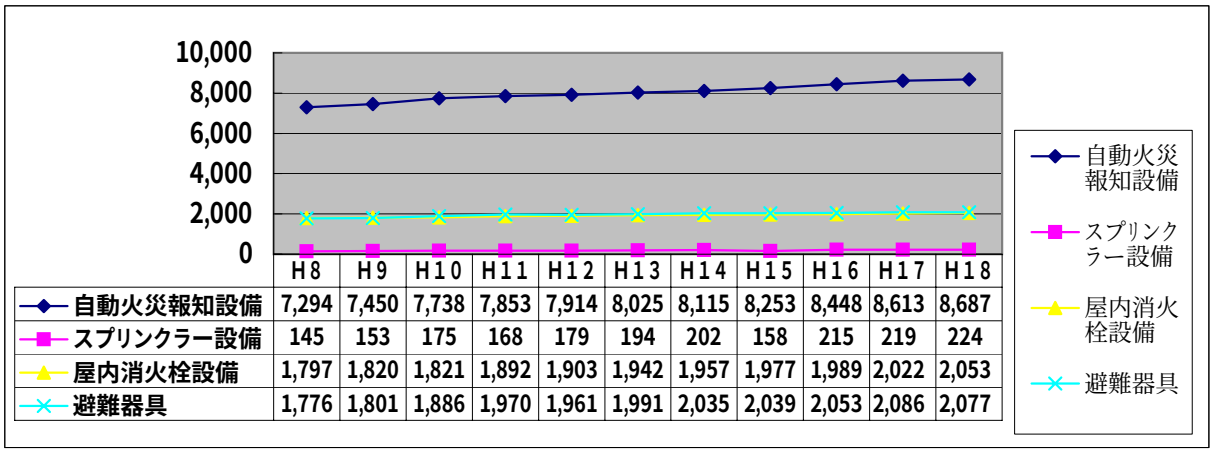

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
自動火災報知設備	7,294	7,450	7,738	7,853	7,914	8,025	8,115	8,253	8,448	8,613	8,687
スプリンクラー設備	145	153	175	168	179	194	202	158	215	219	224
屋内消火栓設備	1,797	1,820	1,821	1,892	1,903	1,942	1,957	1,977	1,989	2,022	2,053
避難器具	1,776	1,801	1,886	1,970	1,961	1,991	2,035	2,039	2,053	2,086	2,077

	増加率
自動火災報知設備	19.1%
スプリンクラー設備	54.5%
屋内消火栓設備	14.2%
避難器具	16.9%

(注) 出典：島根県消防年報（年報への出典は危険物規制事務調査による）

(6) 予防業務の問題点に関する意見

設問	予防人員について現在人員が充足しているのか、人員が不足している場合にはどのような業務に支障があるのかについて御意見(計画的に査察が行えない、消防力の整備指針第34条に定める予防技術資格者の配置が困難、等)を記載して下さい。	
回答	問題点あり	●次の理由から計画的な査察及び違反是正の推進活動が効率的にできない。 ・年々防火対象物等が増加していること。 ・法令改正による事務量の増加。 ・職員研修の補充及び署所の隔日勤務者不足。 ・兼務者対応のため計画通りに行えないこと。 ・権限移譲による仕事量の増加。 ●人員不足のため、予防技術資格者の養成・適正配置が困難。 ●非番職員や署所人員の協力を得て予防査察等実施している状況であり、隔日勤務者に負担をかけない署体制の確立が必要。 ●消防署に予防係長・主任を配置し、防火対処物・危険物施設の査察を行い、他本部に比べ2倍から3倍の実施率であるが、人員が充足している状況ではない。 ●予防技術資格者の配置について、中小規模の消防組織においては幅広い人事ローテーションが必要であり、専門化して張り付けることは人事異動の硬直化を招く。
	問題点なし	・充足している。

(7) 研修参加の問題点に対する意見

設問	長期研修中の人員確保状況と問題点(他からの補充、研修期間中は非常招集が増える傾向がある、等)を記載して下さい。	
回答	問題点あり	●本部・署所間で補充して何とか災害時の初動体制を維持している。 ●他からの補充もできなく、職員の勤務体制にしわ寄せが来るため、研修人員が制限される。 ●研修によっては階級、職名、年齢制限があるため、現場活動での人員確保に支障が生じる場合がある。 ●当直人員が不足となり、日勤者の当直回数を増やしたり、署員の休暇取得にも影響がある。 ●日勤者が当直をすると翌日が非番となるため日勤本来の業務に支障をきたしている。 ●早期退職者が多くなっており、多数の初任科教育派遣時には署々間の交替勤務、本部職員からの補充、年次有給休暇取得の自主的抑制により対応している。 ●各署所における出動車両の最低限稼働台数を決めている関係上、当務の確保人員を決めているので、長期研修期間中における欠員補充の人員の確保代替措置として、次番待機出動車両を繰り上げ又は非常招集を行って対応をしている。従って、長期研修における当務人員確保は、条例定数が変わらない以上、厳しい状況が続いている。
	問題点なし	●職員の研修派遣については、年次計画に基づき実施しており、職員の補充、災害時の非常召集等問題はなし。
	その他意見	●広域化により現場人員の増になっても財政的制約から救急救命士の養成人員が増えることは考えにくい。(1名あたりの養成経費が約300万円必要) ●人材育成・資質向上の観点から職員を積極的に研修派遣をしており、欠員は非番者の補充により代休処理で対応している。

(8) 救急救命士の状況

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">現状</th><th colspan="2">4圏域</th><th colspan="2">3圏域</th><th colspan="2">2圏域</th><th colspan="2">1圏域</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>うち救急隊員</th><th>搭乗率</th><th>総数</th><th>うち救急隊員</th><th>総数</th><th>うち救急隊員</th><th>総数</th><th>うち救急隊員</th><th>総数</th><th>うち救急隊員</th></tr>
<tr><td>松江</td><td>27</td><td>18</td><td>69.4</td><td rowspan="3">49</td><td rowspan="3">37</td><td rowspan="3">49</td><td rowspan="3">37</td><td rowspan="6">108</td><td rowspan="6">81</td><td rowspan="9">175</td><td rowspan="9">142</td></tr>
<tr><td>安来</td><td>13</td><td>11</td><td>87.2</td></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>9</td><td>8</td><td>37.8</td></tr>
<tr><td>雲南</td><td>20</td><td>11</td><td>83.2</td><td rowspan="3">72</td><td rowspan="3">56</td><td rowspan="3">72</td><td rowspan="3">56</td></tr>
<tr><td>出雲</td><td>39</td><td>33</td><td>93.5</td></tr>
<tr><td>大田</td><td>13</td><td>12</td><td>91.0</td><td rowspan="3">67</td><td rowspan="3">61</td></tr>
<tr><td>江邑</td><td>20</td><td>16</td><td>75.0</td><td rowspan="2">42</td><td rowspan="2">38</td><td rowspan="3">54</td><td rowspan="3">49</td></tr>
<tr><td>浜田</td><td>22</td><td>22</td><td>96.0</td></tr>
<tr><td>益田</td><td>12</td><td>11</td><td>65.6</td><td>12</td><td>11</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>175</td><td>142</td><td>－</td><td>175</td><td>142</td><td>175</td><td>142</td><td>175</td><td>142</td><td>175</td><td>142</td></tr>
</table>

(注) ・当該表のうち、隊員数は「平成19年度救急救命士養成計画等に関する調べ(平成19年4月2日現在、消防庁調査)とし、搭乗率は平成18年実績(平成19年9月消防本部アンケート)とする。

・「うち救急隊員」とは、救急救命士のうち救急隊員として救急用自動車に乗車している救急救命士数を指す。

・第二次出動・管轄外転院搬送も含む。

【参考】

島根県における心肺停止の時点が目撃された傷病者の1か月後生存率の経年的変化

(単位:人、%)

<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">救急隊が搬送した心肺停止傷病者総数</th><th rowspan="3">心肺停止の時点が目撃された傷病者</th><th colspan="3">救急救命士により処置された傷病者数</th><th colspan="3">一般隊員により処置された傷病者数</th><th colspan="3">合計</th></tr>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">1か月後生存者</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">1か月後生存者</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">1か月後生存者</th></tr>
<tr><th>人数</th><th>生存率</th><th>人数</th><th>生存率</th><th>人数</th><th>生存率</th></tr>
<tr><td>H15</td><td>707</td><td>258</td><td>218</td><td>32</td><td>14.7</td><td>40</td><td>3</td><td>7.5</td><td>258</td><td>35</td><td>13.6</td></tr>
<tr><td>H16</td><td>687</td><td>264</td><td>225</td><td>22</td><td>9.8</td><td>39</td><td>2</td><td>5.2</td><td>264</td><td>24</td><td>9.1</td></tr>
<tr><td>H17</td><td>756</td><td>278</td><td>256</td><td>19</td><td>7.5</td><td>22</td><td>3</td><td>13.7</td><td>278</td><td>22</td><td>8.0</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>2,150</td><td>800</td><td>699</td><td>73</td><td>10.5</td><td>101</td><td>8</td><td>8.0</td><td>800</td><td>81</td><td>10.2</td></tr>
</table>

(注)・各消防本部へのアンケート結果による。

単年度毎に見ると救急救命士により処置された傷病者の1か月後生存率が低い年もあるが、合計では救急救命士により処置された方が生存率が高い。なお、救急救命士により処置された傷病者の生存率が年々低くなっているのは一般隊員による処理総数が減少しているためと思慮される。

3．圏域別庶務・通信人員集約数（概算数値）について

(1) 圏域別の庶務及び通信人員の集約数（概算数値）

（単位：人）

	現状			4圏域			3圏域			2圏域			1圏域		
	総数	うち庶務	うち通信	総数（庶務通信の減員計）	うち庶務（減員）	うち通信（減員）	総数（庶務通信の減員計）	うち庶務（減員）	うち通信（減員）	総数（庶務通信の減員計）	うち庶務（減員）	うち通信（減員）	総数（庶務通信の減員計）	うち庶務（減員）	うち通信（減員）
松江	230	7	13	380 (9)	12 (5)	17 (4)	380 (9)	12 (5)	17 (4)	682 (34)	19 (12)	23 (22)	1111 (71)	27 (27)	26 (44)
安来	84	5	4												
隠岐	66	5	4												
雲南	107	7	11	380 (18)	12 (6)	17 (12)	380 (18)	12 (6)	17 (12)						
出雲	195	7	13												
大田	78	4	5							429 (22)	12 (11)	14 (11)			
江邑	121	7	7	234 (8)	7 (7)	13 (1)	351 (19)	7 (12)	13 (7)						
浜田	113	7	7												
益田	117	5	6	117	5	6									
合計	1111	54	70	1111 (35)	36 (18)	53 (17)	1111 (46)	31 (23)	47 (23)	1111 (56)	31 (23)	37 (33)	1111 (71)	27 (27)	26 (44)

（注）・庶務人員の算出方法は次のとおりとする。
・専任人員のみとする。（現場人員による兼務者は除く）
・消防長及び署長兼務以外の消防次長を含む。
・派遣職員など本部勤務以外の者及び消防団担当の者は除く。
・通信人員の算出方法は次のとおりとする。
・現場職員が兼務している場合、災害出動後においても次の通報の受信に備えて現場出動しない人員数を計上した。（隠岐・安来・大田が該当）。
・圏域毎の庶務・通信人員数は、各圏域毎の管轄人口別類似団体の職員数（下表）基づく。
・（　）内の人数は、圏域毎の現在の庶務・通信人員の合計から類似団体の平均人員を引いた人数（＝集約効果人数）とする

(2) 類似団体の庶務及び通信人員

全国の人口別類似団体における庶務・通信人員の平均職員数一覧（H19．9本県アンケート調査による）

人口規模	類似団体数	平均面積	平均職員数	庶務人員						通信人員	
				類似団体庶務人員数	平均人員合計	消防長	次長	本部専任職員	署所専任職員	類似団体通信人員数	平均人員
10～20万	本県の例			**7**						**13**	
22～23万	8	380.4	261.1	**12**	11.1	1.0	1.0	7.0	2.1	**14**	13.5
27～28万	4	285.8	348.3	**12**	11.8	1.0	1.3	9.5	0.0	**17**	18.5
28～29万	5	493.0	304.0	**12**	12.0	1.0	1.2	9.0	0.8	**17**	15.0
50～55万	8	387.6	478.5	**19**	19.0	1.0	1.8	12.5	3.8	**23**	22.8
65～75万	5	608.6	697.6	**27**	26.8	1.0	1.8	16.0	8.0	**26**	25.6

（注）
一般的に、人口と比例して着信件数が増加することから、通信人員人口が多い方が多くなると考えられるが、当該集計では数値が逆転している。
よって、27万～28万と28万～29万の通信員については、27万～29万の平均職員を当該範囲の平均値である17人とする。

（注）・職員数の算出については、上表と同じとし、次長と総務課長、総務課長と係長が兼務されている場合には1名と計上する（ダブルカウントをしない。なお、次長と課長が兼務している場合には次長の欄へ計上する）。

庶務・通信人員のポイント

●圏域別の庶務・通信人員については、人口規模の類似団体の平均人員から算出している。よって、具体的な集約可能人数は市町村計画時に検討する必要がある。
○類似団体の庶務人員については、本部・署所における専任者の平均人数としている。よって、広域化にあっては、本部と署所の庶務事務内容によって署所へ専任職員を配置するなどの個別検討が必要となる。
○類似団体の通信人員については、兼務者も含めている。なお、広域化または指令台を共同設置した場合に当面の間通信員を増員するなどの個別検討が必要となる。

【留意点】
●署所の庶務職員について
○人口規模が大きいほど、署にも専任の庶務人員を配置している。（一署につき1～2名程度）
○署所に専任の庶務職員を配置していない本部もあるが、その場合には現場職員が兼務により庶務事務を行っていることが多い。

●通信人員について
○ほとんどの本部では専任の通信職員を配置しており、兼務者による対応は1本部のみ。
○兼務人員もカウントしている。

(3) 職員の通勤時間及び旧市町村別居住地

●職員の通勤時間

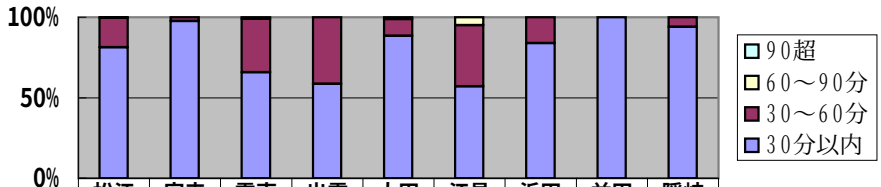

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江邑	浜田	益田	隠岐
90超	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～90分	1	0	1	0	1	6	0	0	0
30～60分	42	2	36	78	8	46	18	0	4
30分以内	186	81	71	111	69	69	94	116	63

(注) 当該数値は、平成19年1月9日付け本県アンケート調査結果による。

●職員の旧町村別居住地 (平成19年度)

(単位:人)

		管轄内												管轄外	
松江	旧町村名	合計	(率)	松江	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲		合計	(率)
	職員数	221	96%	160	6	7	5	11	9	11	2	10		9	4%
安来	旧町村名	合計	(率)	安来	広瀬	伯太								合計	(率)
	職員数	84	100%	57	12	15								0	0%
雲南	旧町村名	合計	(率)	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	頓原	赤木	仁多	横田	合計	(率)
	職員数	107	100%	11	7	17	25	2	13	4	2	16	10	0	0%
出雲	旧町村名	合計	(率)	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	斐川				合計	(率)
	職員数	194	99%	106	33	4	5	3	23	20				1	1%
大田	旧町村名	合計	(率)	大田	温泉津	邇摩								合計	(率)
	職員数	77	99%	58	8	11								1	1%
江邑	旧町村名	合計	(率)	江津	桜江	川本	邑智	大和	羽須美	瑞穂	石見			合計	(率)
	職員数	121	100%	59	7	10	10	4	5	12	14			0	0%
浜田	旧町村名	合計	(率)	浜田	金城	弥栄	三隅	旭						合計	(率)
	職員数	112	100%	95	4	3	10	0						0	0%
益田	旧町村名	合計	(率)	益田	美都	匹見	津和野	日原	柿木	六日市				合計	(率)
	職員数	116	100%	54	10	10	11	10	10	11				0	0%
隠岐	旧町村名	合計	(率)	西郷	布施	五箇	都万	海士	西ノ島	知夫				合計	(率)
	職員数	66	100%	―	―	―	―	―	―	―				0	0%

(注) ・当該数値は、平成19年9月消防本部アンケートによる。
・派遣職員等を除くため、総職員数とは一致しない。

(4) 遠距離通勤に対する意見

設問		広域化した場合、現在の隣接消防本部管轄地への勤務となることについて、御意見(一定程度は遠方となっても対応可能、非常招集部隊の編成に支障を来すため、現本部管轄内での勤務がよい、等)を記載して下さい。 また、宿舎の必要性について、御意見(本部勤務者には必要、住居手当で対応、等)があれば記載して下さい。
回答	勤務地	●本部人員は広域化当初からの異動はやむを得ない。 ●旧消防本部の枠組みを重視の上、圏域内での最小限の人事異動が望ましい。 ●署所勤務者については非常招集に支障があるため、原則、現本部管轄内勤務とする。 ●署所勤務者については非常招集に支障があるため、通勤可能範囲内の勤務とする。
	宿舎等	●遠方からの出動・通勤は非常招集に影響することから宿舎は必要である。 (家族の異動、単身赴任手当、宿舎建築費、維持管理費の増の問題) ●住居手当対応が望ましい。 ●原則、現本部管轄内勤務と考えているので宿舎の必要はない。
	その他	●非常招集部隊の編成に支障を来さないよう、広域化当初3～5年は控えた方がよい。 ●第一次非常招集人数を把握した段階で、災害対応に支障がでれば通勤距離可能範囲内でも管轄区域に居住させることも必要。

4．消防体制について

(1) 現在の消防体制及び広域化後の消防体制の例

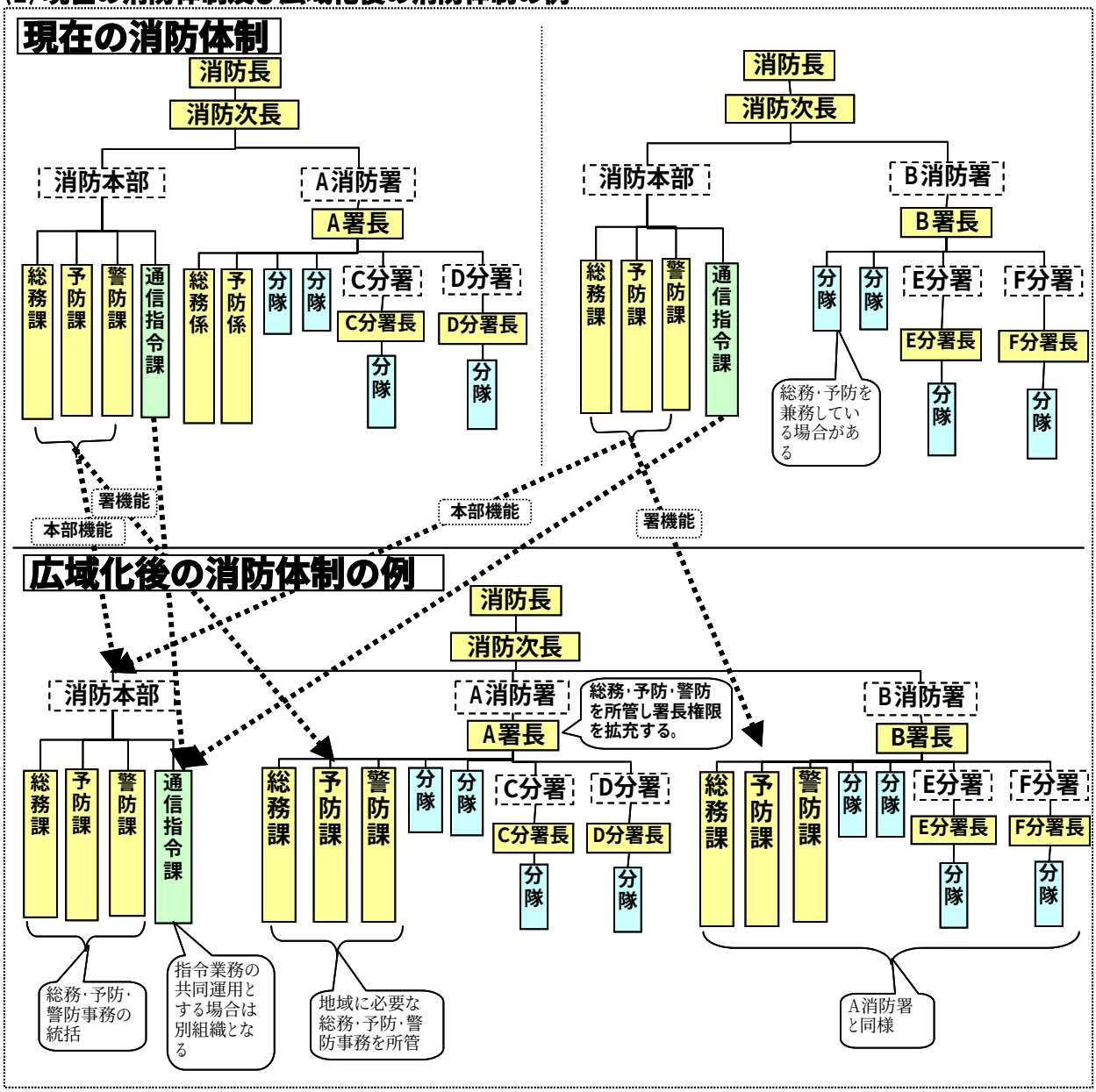

消防方面本部の導入について

【消防方面本部の主な機能例（市町村消防の広域化（平成19年4月総務省消防庁作成）より）】
・消防本部と消防署との消防事務執行に係る連絡、調整に関すること。
・2以上の消防署に関連する消防事務の計画、実施、指導及び消防事務執行についての連絡、調整に関すること。
・管轄方面内の災害防御活動（消防警戒を含む）の指揮、統制及び監察に関すること。
・消防署の消防事務の指導に関すること。

消防方面本部は複数署所から災害現場へ部隊派遣された場合における全体の指揮等を行うことなど複数署所の統括が主な目的であるなか、本県では、管轄面積が広いことから大規模災害を除き現在の本部署所相互からの部隊投入は現管轄境界付近のみであること、方面本部を配置すると職員増が望めないことから、広域化する場合において、圏域にかかわらず本部機能を集約のうえ本部人員を配置し、署に総務・予防・警防を配置した方がよいとの意見が多数。

(2) 火災における覚知から放水開始までの時間 (平成17年)

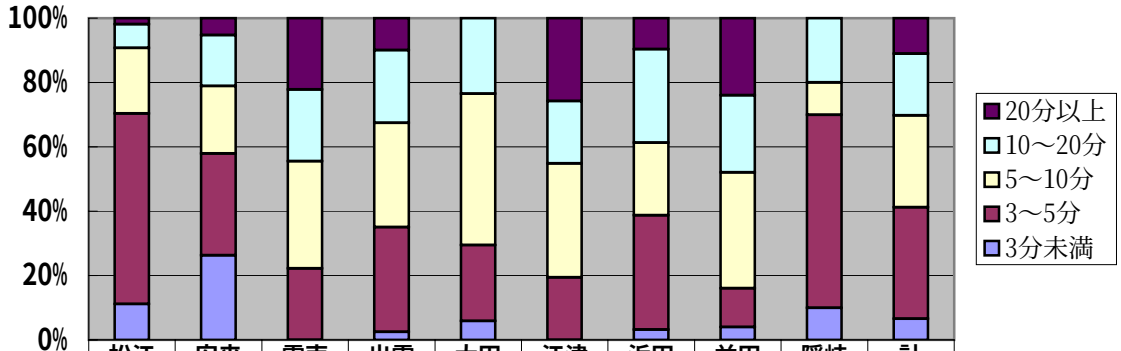

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐	計
20分以上	1	1	4	4	0	8	3	6	0	27
10～20分	4	3	4	9	4	6	9	6	2	47
5～10分	11	4	6	13	8	11	7	9	1	70
3～5分	32	6	4	13	4	6	11	3	6	85
3分未満	6	5	0	1	1	0	1	1	1	16

地域	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐
平均	8.6	9.7	16.0	12.7	12.7	17.7	12.0	20.2	9.5

(注) 当該数値は、平成19年1月本県アンケートによる。

(3) 救急における出動から現場到着までの時間 (平成17年)

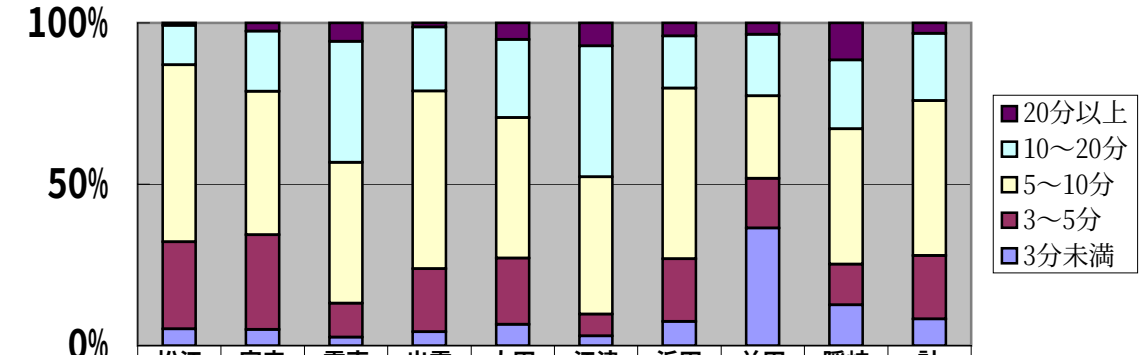

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐	計
20分以上	53	37	111	62	87	171	107	89	107	824
10～20分	861	269	723	965	413	974	427	471	197	5,300
5～10分	3,864	642	841	2,680	741	1,019	1,392	633	389	12,201
3～5分	1,897	423	203	952	349	162	511	382	116	4,995
3分未満	363	72	49	209	111	72	197	900	117	2,090

地域	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐
平均	6.3	6.9	9.8	6.9	8.2	10.4	7.5	6.7	9.3

(注) 当該数値は、平成19年1月本県アンケートによる。

(4) 管轄境界への到達時間の差

凡　例

【署所】
- :消防本部（本部併設の署）
- :署所（複数部隊あり）
- :署所（単独部隊）

【直近署所からの到達時間の差】
- :0分
- :1～3分
- :4～6分
- :7～10分
- :10分～15分
- :16分～

（注）矢印の方が境界へ到達する時間が長い。

署所管轄境界付近までの到達時間一覧

（単位：分）

NO	路線名	本部名	到達時間	本部名	到達時間	差
1	9号線	松江	5	安来	10	5
2	432号線	松江	14	安来	15	1
3	54号線	松江	4	雲南	10	6
4	松江木次線	松江	13	雲南	19	6
5	431号線	松江	5	出雲	10	5
6	9号線	松江	4	出雲	4	0
7	432号線	安来	4	雲南	8	4
8	安来木次線	安来	16	雲南	26	10
9	木次直江停車場線	雲南	7	出雲	14	7
10	出雲三刀屋線	雲南	6	出雲	15	9
11	稗原木次線	雲南	13	出雲	17	4
12	出雲奥出雲線	雲南	19	出雲	16	3
13	湖陵掛合線	雲南	22	出雲	8	14
14	佐田矢神線	雲南	14	出雲	12	2
15	184号線	雲南	24	出雲	15	9
16	川本波多線	雲南	23	大田	5	18
17	美郷飯南線	雲南	13	江邑	17	4
18	邑南飯南線	雲南	22	江邑	5	17
19	9号線	出雲	8	大田	17	9
20	窪田山口線	出雲	15	大田	27	12
21	川本波多線	大田	11	江邑	5	6
22	375号線	大田	20	江邑	8	12
23	大邑鹿道	大田	25	江邑	11	14
24	大田桜江線	大田	25	江邑	18	7
25	温泉津川本線	大田	23	江邑	14	9
26	大田井田江津線	大田	15	江邑	16	1
27	9号線	大田	9	江邑	11	2
28	9号線	江邑	13	浜田	13	0
29	下府江津線	江邑	15	浜田	18	3
30	田所国府線	江邑	23	浜田	18	5
31	桜江金城線	江邑	18	浜田	14	4
32	桜江旭インター線	江邑	19	浜田	5	14
33	浜田作木線	江邑	14	浜田	11	3
34	浜田八重可部線	江邑	12	浜田	19	7
35	9号線	浜田	7	益田	17	10

(5) 署所管轄見直しに対する意見

設問	署所管轄見直し可能区域に対する御意見（部隊を集約しているため到着時間が長くなっている、既に署の管轄人口が多いためこれ以上のエリア拡大は業務に支障をきたす、等）を記載して下さい。	
回答	見直し可能	●原則、現本部管轄区域のままだが、境界付近は見直しが必要。 ●署の配置車両に見合う人員の配置が可能であれば管轄区域の見直しも可能。
	見直し不可・懸念事項あり	●海で隔てられているため不可。 ●署所再編計画により管轄区域が拡大するため、これ以上の管轄区域の拡大は業務に支障をきたす。 ●それぞれに設置当初の目的（高速道、危険物施設、人口密集地区）があり、それを考慮しない到達時間だけの見直しは住民の理解を得ることが難しい。 ●東西に長い地形の海岸線沿いに密集地が点在し、南北は山間部に密集地が分散している状況では、通常の火災や救急等の場合、他の消防本部の管轄へ部隊を出動させる意味及び効果はほとんどない。 ●庁舎の移転により解消される見込み。
	その他	●署所の移転・統廃合が課題・問題点。 ●広域化によって、署所からの管轄地域内の現場到着時間が均等化され、地域住民が等しく消防サービスの提供を受けなければならないことから管轄見直しではなく新たな署所を設置しないと住民メリットがない。 ●現場到着時間の短縮については、署所の再配置、道路整備などを解決する必要があり、初動時の出場体制は、現状の消防本部の消防力で対応可能であり、また、相互応援協定の運用により早期応援対応は可能。

(6) 残留部隊の確保に対する意見

設問	火災において、隣接境界付近の火災の場合、隣接本部双方から部隊投入すれば、残留部隊が確保でき、部隊出動後も比較的需要の多い救急等への対応が可能と考えられますが、このことに対する御意見を記載して下さい。	
回答	メリットあり（条件付含む）	●重複する救急要請に対応可能。非常招集も減少する。 ●残留部隊の確保の上からも隣接署所からの出動が望ましい。 ●署間で相互の隣接境界付近の範囲を決定しておけば残留部隊が確保できるが、出動後に非常招集をしないとの条件では一次出動に相当する人員の増が必要。 ●出動部隊が半数になれば非番員も半数で済み、職員の健康管理、経費的にもメリットはあるが、地理水利が不案内なため初動に問題を生ずる恐れがある。 ●後発災害へは本部要員の一時的対応（日勤時間のみ）及び署員の非常招集をかけて人員を確保しているなか、隣接消防本部の残留部隊が確保できれば、非常招集で参集完了を待つまでもなく、早期に対応が可能になる。 ●他署からの出動により出動隊数の減少があれば効果がある。
	メリットなし	●隣接双方からの出動は同時に現場へ到着すること前提であり、火災現場と取水場所が遠ければ2台の車両の連携がより必要となるなか、現場到着時間に差が生じると災害対応に支障を来す。 ●境界付近に大規模な防火対象物はなく民家が点在している状況から、部隊の集積による効果は無い。 ●隣接地域への出動については、現状の相互応援協定に基づき対応可能である。 ●管轄面積が狭くて人口が多い地域においては有効な方法だが、中山間部が多く隣接本部との間が間延びしている本県においてはメリットはない。 ●一隊運用としている当本部では残留部隊はできない。 ●出動中の署所への職員召集の時間や出動中の区域への遠距離署所からの応援出動時間等を考慮すると現行と変わらないし、むしろ悪化する。 ●現在の出動態勢を減ずる事はできないためメリットはない。 ●大規模災害（林野火災）以外はメリットはあまりない。

(7) 初動体制の状況

		松江		安来		雲南		出雲		大田		江邑		浜田		益田		隠岐	
		市街地	市街地外	市街地	市街地外	市街地	市街地外	市街地	市街地外	市街地	市街地外	市街地	市街地外	市街地	市街地外	市街地	市街地外	市街地	市街地外
消防本部	ポンプ車			1														1	
	救助工作車																		
	はしご車																		
	救急車																		
	指揮車等	1	1	2	2	1	1	1	1					1	1			1	
	その他																		
	小計	1	1	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0
消防署所	ポンプ車	5	4	4	3	2	2	5	3	2	2	2	2	3	2	2	1	2	1
	救助工作車	2	1			1		1	1										
	はしご車			1	1														
	救急車	1	1		1														
	指揮車等			1		1	1									1			
	その他																		
	小計	8	6	6	5	4	3	6	4	2	2	2	2	3	2	3	1	2	1
合計		9	7	9	7	5	4	7	5	2	2	2	2	4	3	3	1	4	1

(注) ・出典:指揮隊等に関する実態調査について(平成19年7月13日付け消防庁消防・救急課長通知)。
・当該表は、二階建木造建物の火災が発生した際の第1次出場車両に搭乗する人員の所属(本部or署所)を指す。(車両の所属が本部か署所かを示すものではない)

総務省消防庁想定Q&Aより抜粋

Q 規模の異なる消防本部が広域化した場合、消防力を同一水準にする必要があるのか。

A そもそも、消防力の整備指針上も、市街地と準市街地とでは設置する消防署所の数や配置する動力ポンプの数が異なっており(第4条～第6条)、それ以外の地域では地域の実情に応じて消防署所の設置や動力ポンプの配置を行うこととなっているなど(第7条)、都市的な地域とそうでない地域とでは、あるべき消防力の程度に差があることが前提とされています。

したがいまして、配置されている消防力に差がある、大規模消防本部と小規模消防本部とで広域化を行う場合、広域化によってこれらの消防力を同一水準にしなければならないと考える必要はなく、管轄区域内においても地域の実情に応じた消防力の整備が行われることが望まれています。

例えば、市街地にあっては標準的な消防署所と人員配置として、それ以外のところにあっては、消防団との適切な連携や他の署所からの応援を前提に、ポンプ自動車の搭乗人員を少人数にしたり、一人ないしごく少人数の体制の駐在所や出張所を置いたりするといったことが考えられます(京都市の例)。 実際に、平成18年に消防庁が全国の消防本部を対象にこのような例を調査したところ、44都道府県から140の例が報告されました。

(8) 市町村及び消防団との連携状況

	市町村との連携				消防団との連携							
	市町村災対本部構成員	会議			消防団の所管部署	消防本部と消防団がともに出席する会議名		緊急時の連絡方法			本部からの連絡先	
		防災	水防	国民保護		年間回数	会議出席者	電話	メール	その他	団幹部	市町村団担当
松江	構成員	○	○	○	本部総務課	方面団長会議		○	○		○	
						2	団幹部、方面団幹部、本部管理職、消防団係					
安来	構成員	○		○	本部消防総務課	消防団本部会		○			○	
						4	幹部団員、本部管理職					
隠岐	非構成員(災害時には職員派遣)	○		○	市町村	幹部会		○				○
						2	幹部団員、消防長					
雲南	非構成員(災害時には職員派遣)			○	市町村	消防団連絡会議		○				○
						1	組合執行部、幹部団員、本部幹部					
出雲	構成員	○	○	○	本部警防課	団本部会議、団幹部会、団役員会、各方面隊会議		○	○		○	
						16	幹部団員、本部管理職					
大田	構成員	○		○	本部総務課	消防団本部会議、幹部会議		○		団緊急伝送システム・有線	○	
						6	幹部団員、消防長以下関係課員					
江邑	構成員	○	○	○	市町村	市町村消防団幹部会議		○				○
						2	市町団関係部署、消防団幹部、本部幹部					
浜田	構成員	○		○	本部警防課	幹部会、自治区消防隊幹部会議、役員会		○	○		○	
						17	幹部団員、本部管理職					
益田	構成員	○	○	○	本部総務課	幹部会、方面隊長会議、団検討委員会、広域圏消防協会会議		○	○		○	
						20	幹部団員、本部管理職					

(注) 当該表は、平成19年9月本県アンケートによる。

(9) 方面隊方式に対する意見

<table>
<tr><td>設問</td><td colspan="2">消防の広域化を検討するにあたっては、本部がなくなる地域で消防力の低下を招かない体制を十分協議する必要がありますので、次の点について御意見をお願いします。
《方面隊制度の導入》
面積が広大となった場合における方面隊制度の導入について、委員からは県一本化の場合について「9方面隊もありうる」や「一定程度の集約化がないと効果がない」との意見がありました。また、消防庁は、市町村防災部局との連携には消防本部職員（消防長、消防署長等）と市町村災害対策本部とを併任し、平時から構成市町村と連携を保つことが望ましいとしています。
ついては、4圏域別について方面隊の導入について具体的な御意見（現場の連携を確保するため広域化には一定の権限を持つ方面隊の導入が必要、署長に一定の権限を持たせることで広域化の効果を最大限得るべき、市町村消防との連携が図れなくなる（具体的な理由を記載）、等）を記載して下さい。
《庶務の所管先》
庶務人員について、広域化することで現場業務へ配置替えすることが可能とされていますが、庶務の配置先について御意見（県一本化の場合に庶務が一箇所のみでは業務に支障が出るため〇箇所は必要、二～四圏域では集約可能、現本部に配置が必要、等）を記載して下さい。
《予防課・警防課の所管先》
予防業務、警防業務について、広島市消防局のような大規模消防本部では署所管としている場合がありますが、本県において広域化した場合、署に予防課・警防課を配置することに対し、御意見（予防課・警防課は現場業務もあることから現本部に配置すべき、一定程度の集約は必要、等）を記載して下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">回答</td><td>方面隊</td><td>【消防本部ヒアリング時における意見】
●方面隊を設置すると新たな階層を増やすこととなり人員集約効果がなくなることから、消防本部から署になる場合は当該署長の権限を強化することで対応。

【参考：アンケート回答】
《一圏域では必要》
●一圏域の場合、現在の庶務・予防・警防本部事務等一部を移管し、県方面本部を統括する消防本部にて集中管理し、その他の圏域では各消防署に現在の庶務・予防・警防本部事務等一部を移管し、本部で集中管理する。
《一、二圏域では必要》
●庶務、予防、警防ともに各方面隊に必要であり、総括部局を本部に置けばよい。
《全て必要》
●方面隊の導入及び署長権限の強化は広大な面積を所管することから必要。
●一挙に本部機能を集約するのではなく、方面隊に本部権限を残しながら方面隊方式を導入すべき。
《方面隊でも署長権限の強化でもよい》
●方面隊方式であっても、現消防本部単位の管轄区域とする。
《必要なし》
●消防署の所管とすればよい。
●方面隊を複数設置し、それぞれに庶務・予防・警防所管を設置することは、現状の組織体制と同様。</td></tr>
<tr><td>庶務・予防等の配置</td><td>●庶務・予防について集約は必要であるが、管轄範囲が広範であり、現消防本部単位で日勤者の配置が必要。
●現在の消防本部場所に庶務・予防・警防は必要であり、一・二圏域の場合は課を、三・四圏域の場合は担当制度とする。
●庶務は本部、予防・警防は署にも配置。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>●一挙に本部機能を集約するのではなく、緩やかに広域化する方が住民理解が得られる。</td></tr>
</table>

(10) 市町村との連携に対する意見

設問	市町村との連携について、御意見･特記事項があれば記載願います。	
回答	問題が生じない	●署長は次長クラスとし、その管轄区域における権限を与える。市町村との連携は不可欠であり、連携が図れなくなるとの認識は無い。
	問題が生じる	●市防災担当部局との連携は重要であり、特に住民避難を伴う災害については連携を密にする必要があり、対応に不都合が生じる恐れがある。 ●広域化を実施した場合、市町村との関係が疎遠となる。
	その他	●災害時等に組合構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すべき。 ●組合運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。 ●各方面本部長及び署長は、構成市町村との連携強化を維持する上で、災害対策本部、議会等への参画関与が必要。

(11) 消防団との連携に対する意見

設問	消防団との連携について、御意見･特記事項があれば記載願います。	
回答	問題が生じない	●署長は次長クラスとし、その管轄区域における権限を与える。市町村との連携は不可欠であり、連携が図れなくなるとの認識は無い。
	問題が生じる	●消防の広域化を実施し組合消防とした場合、市町村との関係同様疎遠になることが懸念される。 ●広域化になれば職員数も減少し、小人数の団担当者で全体をカバーしなくてはならず、生の声が届かなくなる。また、事務量も増えるため非常備と疎遠となる恐れがある。
	その他	●広域化されれば、消防団事務は市町村役場で所管されるべき。ただし、防災上の観点から、市町村部局との連携は必要である。 ●消防団、市危機管理部門等と、指令センター、各消防本部との間の連携方策を確立のうえ、消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要と思われる。 ●広域化により、消防団との連携が希薄になり、地域防災の組織低下を招いてはいけない。

5．経費について

(1) 平成17年度本部別消防費性質別歳出決算額（消防本部・署費）

（単位：千円）

	合計	人件費	物件費	維持補修費	補助費	普通建設事業費				その他
						計	機械器具購入費	通信施設費	その他	
松江	2,250,809	1,943,858	185,691	4,503	48,317	68,440	66,938	0	1,502	0
安来	762,086	650,212	29,125	2,948	6,860	72,941	64,364	0	8,577	0
雲南	918,928	795,850	107,082	0	6,703	9,293	9,293	0	0	0
出雲	1,591,331	1,351,122	128,061	1,409	18,695	87,021	34,639	47,196	5,186	5,023
大田	631,848	597,166	21,014	12	6,978	6,678	3,843	2,835	0	0
江邑	1,024,368	902,417	69,048	3,188	8,261	41,384	31,973	0	9,411	70
浜田	1,098,085	831,211	44,949	432	101,192	120,301	5,599	56,865	57,837	0
益田	1,213,585	982,137	50,770	632	10,546	169,500	161,094	6,352	2,054	0
隠岐	531,782	495,330	28,696	1,709	3,107	2,940	0	2,940	0	0

（注）・出典：平成19年度消防防災・震災対策現況調査
・当該決算額は、消防本部及び署費の合計であり、消防団費は除く。
・普通建設事業費については、補助、単独を含む。

(2) 単年度経費の平準化

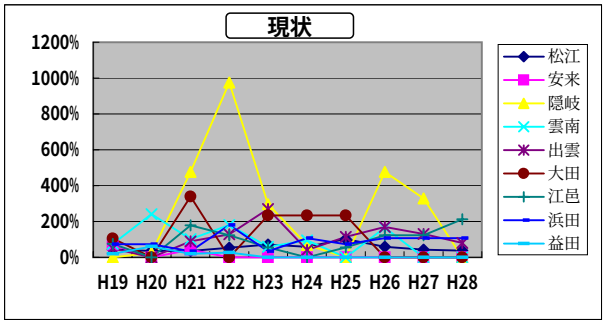

（注）
・当該グラフは、機械器具購入費のH15～H17平均値を基準とし、H19～H27における各本部の車両更新計画に基づく必要経費の割合を表す（平成19年9月11日開催の幹事会にて各本部に依頼した調査結果に基づく）。

次の点に留意。
・基準は機械器具購入費の過去3ヶ年の平均値であり、各本部が今年度以降負担する額を指すものではない。
・車両更新計画は市町村財政部局との協議により確定したものではなく、経過年数等を考慮して作成した更新計画に基づく。また、更新計画が未定となっている車両もある。
・各車両の金額については、国庫補助金基準額によるため実際の購入金額とは異なる。

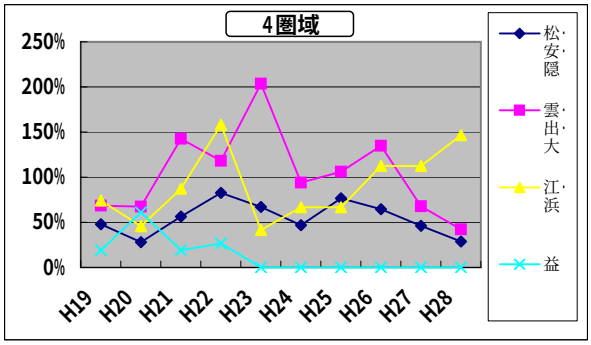

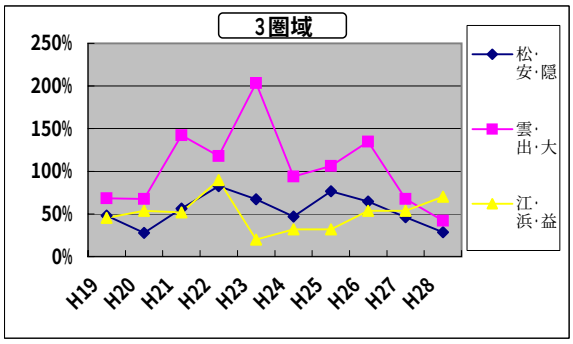

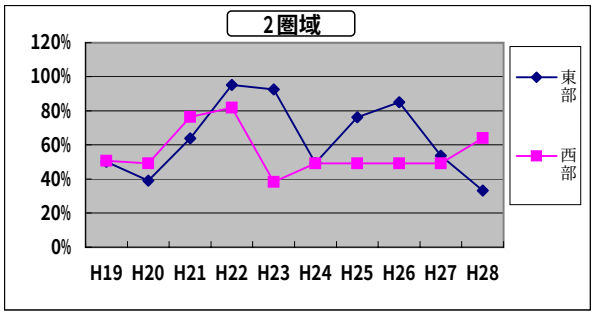

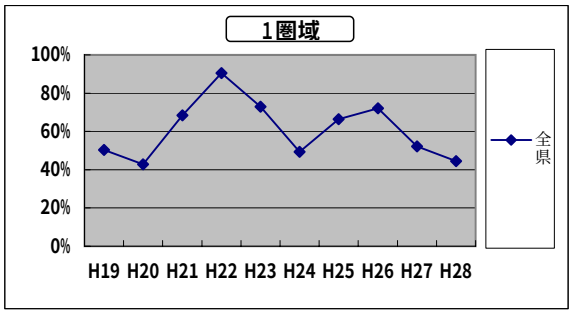

(3) 人口一人あたりの消防予算額及び一般会計予算額中の消防費割合

	H19一般会計予算額 （百万円）	H19消防予算額 （百万円）	人口一人あたり消防予算額 （円）	一般会計予算額中の消防費割合 （%）
松江	89,993	2,692	12,861	3.0%
安来	20,700	766	17,341	3.7%
雲南	49,972	1,365	20,416	2.7%
出雲	67,220	1,992	11,268	3.0%
大田	21,480	753	18,290	3.5%
江邑	34,410	1,369	27,126	4.0%
浜田	32,750	1,094	17,632	3.3%
益田	33,987	1,462	21,188	4.3%
隠岐	21,892	640	27,523	2.9%

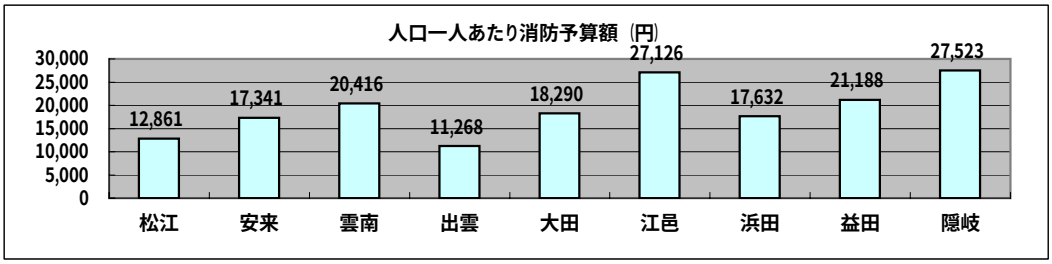

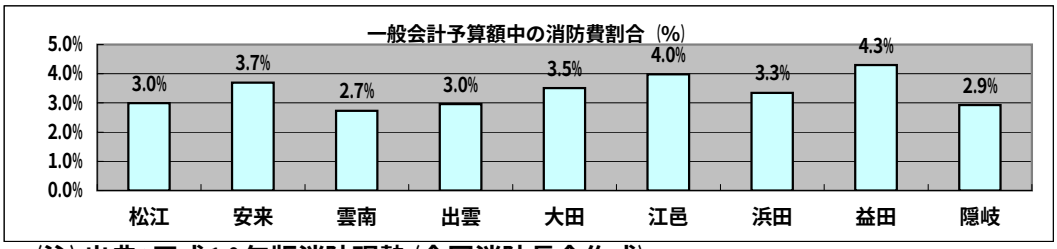

（注）出典：平成１９年版消防現勢（全国消防長会作成）

(4) 初期投資費用

（単位：千円）

区分	車両・庁舎（箇所）	被服（人）
単価	178	137

（注）当該数値は、各消防本部の市町村合併時における消防本部名の変更等に伴い必要となった経費の単価（箇所、人）である（平成19年9月本県アンケートによる）

（参考）その他広域化にあたって想定される経費

名称	備考
画像伝送システム	指令センターと高所監視システムの変更経費（松江のみ）
イントラネット	指令センターと本部及び署所との指令回線接続費用
財務会計システム	財務会計システムを別途導入した場合に必要
人事管理システム	人事管理システムを別途導入した場合に必要
無線関係費用	無線周波数の変更及び周波数調査に要する経費
専用線	内線設置をする場合に必要な経費
その他	本部旗、公印　等

(5) 組合費

（単位：千円）

合計	議会費	監査委員費	その他議会関係経費
757	574	83	100

（注）当該数値は、平成16年度から平成18年度の組合消防における組合費の年間平均額とする。なお、消防事務以外の事務も行っている組合もあること、議会費については議員数によること等に留意する必要がある。

(6) 共同利用・不足車両に対する意見

設問	はしご車は30分で消防活動が開始できる範囲内であれば共同運用してもよいとの整備指針について、御意見(管轄内の消防力が低下するため広域化の趣旨と反する、集約可能であれば共同利用が望ましい、等)を記載して下さい。 また、その他の車両で共同利用が可能な車両があれば記載して下さい。	
回答	共同可能	●集約可能であれば共同利用が望ましい。 ●今後、多種多様化するであろう災害に向け必要となる車両について、重複することなく計画的に配備できる可能性がある。
	共同利用は不可能(好ましくない)	●現在の高層建築物数及び今後の高層建築物建設等考慮した場合、隣接する消防本部よりの応援では十分な対応ができない。 ●はしご車は、30分程度で現場到着は可能であるが消防活動開始までは難しいため、現段階では共同運用のﾒﾘｯﾄは少ない。 ●隣接本部の管轄中心地まで30分以上を要するため、はしご車等の共同利用は無理。 ●管轄区域が間延びし、道路事情が悪い中山間部が多い地域ではﾒﾘｯﾄはない。
	その他の車両	●管内の消防力の低下をきたすこと等から不可能。

(参考)はしご車維持管理一覧

(単位:千円)

金額	備考
19,943	オーバーホール(はしご部分等の総点検。7年に1回実施)
671	その他経費(法定点検、修繕費、保険料　等の年間経費)

(注)当該数値は、平成18年度に各本部がはしご車の維持管理費として支出した額の平均値とする。ただし、オーバーホールは毎年実施していないため、前回のオーバーホールに要した経費の平均値とする。

6．指令台の共同運用について

(1) 圏域別着信件数

(単位：人、件)

	現状						4圏域						3圏域					
	人口	着信件数					人口	着信件数					人口	着信件数				
		総数	火災	救急	救助	その他		総数	火災	救急	救助	その他		総数	火災	救急	救助	その他
松江	210,796	10,523	137	6,485	133	10,253	278,331	13,103	196	8,055	143	12,764	278,331	13,103	196	8,055	143	12,764
安来	43,839	1,510	22	938	10	1,478												
隠岐	23,696	1,070	37	632	0	1,033												
雲南	66,194	2,093	29	1,783	59	2,005	280,648	10,777	187	7,117	138	10,452	280,648	10,777	187	7,117	138	10,452
出雲	173,751	7,121	140	4,323	79	6,902												
大田	40,703	1,563	18	1,011	0	1,545												
江邑	50,953	3,604	86	2,322	25	3,493	113,999	7,387	129	4,619	45	7,213	183,244	11,085	198	6,794	48	10,839
浜田	63,046	3,783	43	2,297	20	3,720												
益田	69,245	3,698	69	2,175	3	3,626	69,245	3,698	69	2,175	3	3,626						
合計	742,223	34,965	581	21,966	329	34,055	742,223	34,965	581	21,966	329	34,055	742,223	34,965	581	21,966	329	34,055

	2圏域						1圏域					
	人口	着信件数					人口	着信件数				
		総数	火災	救急	救助	その他		総数	火災	救急	救助	その他
松江	518,276	22,317	365	14,161	281	21,671	742,223	34,965	581	21,966	329	34,055
安来												
隠岐												
雲南												
出雲												
大田	223,947	12,648	216	7,805	48	12,384						
江邑												
浜田												
益田												
合計	742,223	34,965	581	21,966	329	34,055	742,223	34,965	581	21,966	329	34,055

(注) 出典：H19年度消防防災・震災対策現況調査票

(2) 圏域別指令台導入費用

(単位：千円)

	現在の型	導入年度	単独		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
			金額	型	金額	型	金額	型	金額	型	金額	型
松江	II	H13	496,630	II	708,370 (350,600)	II	708,370 (350,600)	II	1,073,490 (712,900)	III	1,657,550 (1,512,800)	III
安来	―		298,770	I								
隠岐	I	H9	263,570	I								
雲南	I	H15	296,090	I	621,110 (392,600)	II	621,110 (392,600)	II				
出雲	II	H18	431,330	II								
大田	―		286,290	I								
江邑	I	H16	359,890	I	531,670 (178,050)	I	692,270 (405,400)	I OR II	754,710 (629,250)	II		
浜田	I	H18	349,830	I								
益田	I	H15	387,950	I	387,950	I						
合計			3,170,350		2,249,100 (921,250)		2,021,750 (1,148,600)		1,828,200 (1,342,150)		1,657,550 (1,512,800)	

(注) ・金額には、消費税を含まない。
・金額については、平成18年度に(財)日本消防設備安全センターで作成された資料に基づき、今回の圏域に当てはめて再積算した額とし、型については類似団体において平均的に導入されている型とする。
・このほかに必要な費用として、下記の項目が挙げられる。

項目	概要	広域化によるコスト
音声・データ回線費用	指令業務の回線	高くなる
発信地表示システム費用	発信地表示Sに係る電話事業者との接続費用	安くなる
保守料	システム保守料	安くなる

(3) 指令台の共同運用に対する意見

設問	指令台を共同運用することにより災害情報の共有が図られる可能性がありますが、他本部管轄へ部隊を出動させる指令を出すには、指令台共同運用組織にその権限を持たせる必要が生じます。指令台共同運用組織にその権限を持たせること、及びその場合の問題点（費用負担、部隊派遣命令権と部隊指揮権）について御意見を記載して下さい。	
回答	メリットあり（条件付）	●他本部管轄への出動は、現行の応援協定に基づく手続き（規約等）を得た後、指令を出せば問題は生じず（指令はあくまでも機械的なもの）、部隊派遣命令権及び部隊指揮権については、併任発令をすれば支障はない。 ●指令台共同運用組織に命令権、指揮権を持たせないと初動の災害活動が出来ない。消防戦術・部隊運用は共同運用消防本部の統一が望ましいが、当面出来ない部分は従前の体制で行なう。その他諸問題は、今後洗い出し検討していけば良い。 ●県内1ブロックで整備しない限り多額の市町村の負担増は避けられない。 ●共同運用は経費節減に大いに期待できる。
	本部毎設置が望ましい	●他の管轄区域への指令については、地理、水利等の不案内や、地域特性があるため一律に指令を出すのは困難。 ●指令台整備に係る当初費用負担が発生。 ●指令台共同運用を全県一括で行う場合、専用回線接続のためのランニングコスト、現在の指令台をサブとして使う場合の経費及び人員の確保など、経費がかさむ割に効果が少なく、問題点も多いので、県3圏域か県4圏域での再編後のそれぞれの消防本部で行うべき。
	留意事項・その他意見	●広域消防相互応援協定や救急業務に関する相互応援協定においては、応援要請は災害発生市町村長であり、指揮権は要請市町村の長にあるなか、指令台共同運用組織に市町村長権限を足すことができるのか疑問。 ●指令台の共同運用では応援協定と整合性を保った部隊派遣命令権と部隊指揮権を考える必要がある。 ●県全域において同様の消防行政サービス等が迅速に受ける事ができるか不安であり、各消防本部から派遣された職員が必ず24時間体制で常駐する体制が必要。 ●人員的については、共同化されている消防本部の通信室人員は減になっているが、各本部に別に通信員（消防団、関係機関への連絡）を設けて運用しており、現在の本部にも通信人員が必要。

(4) 職員の地理不案内に対する意見

設問	指令台の共同運用における職員の地理不案内については位置発信地システム等の導入により対応可能との考えに対して、御意見（位置発信地システムがあれば対応可能、位置発信地システムでは対応ができないことが想定される場合その理由、等）を記載して下さい。	
回答	問題点	●NTTの発信地表示システムでは、消防本部の住所情報とNTTの住所情報に相違があった場合や、ＮＴＴ情報が未登録であった場合など、発信地を表示しても災害発生場所と異なる場合が4割発生。 ●携帯電話の位置情報通知システムでは、GPS機能を持った携帯電話端末の場所特定が可能であるが、屋内から発信した場合など、基地局アンテナの位置情報しか表示しないため、場所の特定が困難。また、通報者が地理に不案内な場合もある。 ●住民基本台帳（世帯主）検索システム、電話帳検索システムの他、地図上に多くの支援情報（防火対象物データ、危険物施設データ、災害弱者データ、目標物データ（橋梁、バス停、国道・県道KP、JR踏切等）を入力し、通信員が周囲の目標物を聞き出し災害現場の特定を併せて行う必要がある。 ●災害地点の特定には有効であるが、現場対応の面から道路事情の把握及び支援情報（水利・対象物状況等）については、難しい面がある。 ●仮に発信地表示が１００％ヒットしたとしても、一般的に災害通報者は動揺や興奮しており心理状態は平常心ではないなか、通報者が地理不案内者であれば、なおさら通信職員においては、地理(水利等も含めて)に精通している者でなければ困難。 ●山間部の目標がない様な場所からの通報は、たとえ発信地表示がヒットしていても、場所の把握、隊の誘導が困難であり、指令者と出動者の現場イメージが同じである必要がある。 ●発信位置情報通知システムの機能及び設備が十分に整備されていないため職員の地理確認において不安。上記設備設置について多額の経費を要する。
	解決方法	●位置発信地システムがあればほぼ対応可能。 ●位置発信地システムとともに、地理や地域の状況に熟知した通信員の配置が必要。 ●職員の地道な努力が必要。 ●部隊指揮権については、管轄区域の署長又は当直長等に指揮権をとらせるが、この場合、署長及び当直責任者にあっては管轄区域の地理水利及び地勢等に熟知した職員をもって当てることが涵養。

7．その他

(1) 給与･手当に対する意見

設問	給与については、消防庁作成の「消防広域化推進事例集」において、課題ではあるが当面統合を見送りしている場合があるが、給与･手当について御意見（広域化後の職員の一体感を深めるためにも、早急に給与･手当を統合する必要がある、広域化は喫緊の課題のため調整は広域化後に行う、等）を記載して下さい。	
回答	問題点	･給料表（行政職･公安職）、手当、昇給及び昇格基準、退職手当組合並びに役職も消防本部により異なっている。
	意見	●職員間で一体感を持たせるためにも給与･手当に差がないように、広域前に調整の準備を行い、広域と同時の運用が望ましい。 ●消防広域化が実施されれば、早急に代表消防本部に統合する必要がある。

（参考）各本部における給与状況
公安職給与表：松江、雲南、江邑、隠岐
行政職給与表：安来、出雲、大田、浜田、益田

(2) その他自由意見

<table>
<tr><td>設問</td><td colspan="2">その他自由意見を記載して下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">回答</td><td>メリット</td><td>●消防本部を構成する市町村が多く集まることで、財源が集中し、消防本部に能力の高い指令機能を導入したり、計画的に車両や資機材を購入したりすることができるようになり、多様化、大規模化している災害や事故、救急搬送への対応、特殊車両や高機能な資機材の整備が可能となり消防力の向上につながる。
●現在の主要な消防業務である救急車出動のうち、救命士が搭乗する高規格救急車の配備や救命士の100%搭乗、今後多種多様化するであろう災害に向け必要となる特殊車両等についても、各消防本部で重複することなく計画的に配備できる。
●消防広域化による管理職の統一化により人員配置の適正化ができ、消防広域化を進めるべき。
●消防本部職員の余剰人員を分駐所に配置（人員増）するとともに、分駐所を出張所等に格上し配置車両等の充実を図る。（部隊の統一運用により、第一次出動隊数が増加し、初動体制の強化が図れる。また、第二次出動以降の出動体制及び二次的災害に備えた補完体制の確保及び被害軽減に向けた効果的な対応が可能）
●広域化による車両、装備等の整備について、全体の効果は期待される。</td></tr>
<tr><td>懸案事項</td><td>《財政・人員》
●現状の各消防本部の人員・規模・予算を維持すること。
●各市町村も財政状況が厳しいなか、広域化により財政規模自体は大きくなるが市町村の消防費に対する一般財源の充当率は増加するとは思えず、単なる看板の付替えに終わったのでは広域化の意味が問われる。
●市町村の財政力にも大きな格差があり、一定の消防力を備えている消防本部においては、広域化により財政負担は大きく増加することが懸念される。
●管理職、庶務、通信人員における一定の集約効果はあるが、本県では広大な面積であるため広域化後の体制によっては必要人員が増え集約効果が薄れる可能性がある
《住民サービス》
●災害が大規模多様化するなか防災体制がどうあるべきかを考慮し、同じ中山間地域で消防サービスに格差が生じないような体制を構築するなかで広域化について検討すべき。
●管内人口は増えるが管内面積も広くなる。出張所等の統合により消防力は増強するが火災・救急現場の到着時間が倍増するため、住民サービスの向上には人員増が必要不可欠であり、現人員のままでの広域化はデメリット。
●市町村消防の原則から発想し、広域化については住民視点の立場から考えるべきであり、行政の効率性からのみの広域化では住民の合意は得られない。
《広域化の手法》
●広域化の拙速を避け、緩やかな広域化が地域住民の理解が得られると思う。
《広域化への疑問》
●県内の各市町村は全て消防は常備化されているのに、さらに広域化する必要があるのか（9本部は全国でも少ないほう）人口少なく面積が広いのでは部隊効率も落ちると思われる。
●現在の細長い地形において、平野部の多い県東部に人口が偏在する人口密度の格差、東西を結ぶ幹線は1線（国道9号線）で道路状況は極めて悪い。
●広域化に伴い、人事異動、職員の処遇、警防体制など多くの問題が生ずることは、市町村合併による統合において明らかであり、広範囲になればなるほど問題は複雑となる。
●市町村消防の原則から、広域化に関わる重大な問題は市町村が主体性をもって自主的に検討されることが原則である。
《市町村合併》
●市町村合併後間もなく、現体制の基盤整備作りが整ったばかりであり、住民サービスの提供の定着等を考慮すると旧町村毎の地域協議会並びに住民説明等を含め早急に広域化に取り組むのは、極めて厳しい状況下にある。
●消防事務に限って新たな枠組みによる消防広域化（組合消防運営）について、各市町村長の間で議論の余地があるのか。
●市町村合併がない限りこれ以上の消防広域化はない。（生活圏域が異なる地域との合併は不適切である。）
●市町村合併による出雲、平田、大社の消防本部の統合では、これまでの地域実情（生活圏域）、面積、道路事情などから、うまく消防力の結集を図り、対応能力に大きな効果があったが、これ以上の広域化は面積が増加するだけで現有の署所配置状況からの対応能力に大きな効果は期待できなく、財政面でも費用対効果のメリットは少ない。</td></tr>
</table>